

各都道府県

一般廃棄物処理施設整備担当部長 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

一般廃棄物処理施設の長寿命化の促進について

日頃より一般廃棄物処理施設整備の推進に御尽力を賜り、感謝申し上げます。

今日、廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理にとどまらず、廃棄物の発生抑制、循環資源の再利用、再生利用及び熱回収を促進し、循環型社会の形成に寄与するとともに、地球温暖化対策推進の一翼をも担う重要な社会資本となっております。他方、一般廃棄物焼却施設については、現在、施設の老朽化が進んでおり、10年以上を経過した施設は全施設数の72%、20年以上経過した施設は全施設数の28%にも及んでおります。

このため、環境省では、廃棄物処理施設整備計画（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）における重要事項として、既存の社会資本ストックの有効利用を図る「廃棄物処理施設の長寿命化」を掲げ、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進することとしております。あわせて、新たに今年度より、施設の長寿命化を図るための効率的な維持管理や更新整備の計画（長寿命化計画）の策定事業を循環型社会形成推進交付金事業（廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業）とする支援を 5 年間（平成 21～25 年度）の時限措置として開始したところであり、既に複数の市町村で本事業を活用し、長寿命化計画の策定が進められております。またこれらに加えて、現在、環境省では、施設の長寿命化及び地球温暖化対策を推進するため、長寿命化計画を策定した廃棄物処理施設における基幹的設備の改良事業を交付金事業とすることを目指して予算要求を行っております。

こうしたことより、今後、循環型社会形成推進交付金による支援については、上記の改良事業はもとより新設を含めた廃棄物処理施設整備事業全体について、施設の長寿命化計画策定等の長寿命化努力が行われることが前提となると考えております。

つきましては、都道府県におかれては、以上の趣旨を管内市町村に周知いただくとともに、上述の交付金事業（廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業）の活用等を行い、廃棄物処理施設の長寿命化計画策定等の長寿命化努力が促進されるよう、積極的な支援をよろしくお願いいたします。